

小型特殊自動車を所有している方は 軽自動車税の申告が必要です



乗用装置を備えた農耕トラクタ・コンバイン・田植機などの農耕作業用自動車や、フォークリフト・ショベルローダなどの建設用自動車で小型特殊自動車に該当するものは、軽自動車税の対象となります。

所有している方は、申告のうえ、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

※所有していた方の転出や死亡により、新たに所有者となったときは、名義変更の申告が必要です。

※公道走行の有無にかかわらず、下表の要件を満たすものは軽自動車税の対象となりますのでご注意ください。（事業所構内のみ走行する場合も軽自動車税の対象となります。）

■小型特殊自動車（軽自動車税の対象）

区分	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度(km/h)	総排気量(ℓ)	税額
農耕作業用自動車	—	—	—	35 未満	—	1,600 円
上記以外のもの	4.7 以下	1.7 以下	2.8 以下	15 以下	—	4,700 円

■申告の手続き

取得や、申告内容に変更が生じた場合は 15 日以内に申告してください。

廃車、譲渡した場合は 30 日以内に申告してください。

■申告に必要なもの

事由	必要なもの
販売店から購入したとき	印鑑、車名や車台番号などが記載された書類
廃車済みのものを譲り受けたとき	印鑑、廃車受付証
他市町村から転入したとき	印鑑、廃車受付証（未廃車の場合はナンバープレートと標識交付証明書）
市内の人に譲渡した（された）とき	新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書
市外の人に譲渡するとき 他市町村へ転出するとき	印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書

■申告場所

市役所税務課市民税係（本庁舎 1 階） ☎ 6 3 - 5 1 1 0

または、各支所・行政サービスセンター税務窓口

山の手入れをしませんか？

所有する山林で植栽などの手入れを 0.10ha 以上の面積で行うと、作業の内容に応じて国・県・市から補助金が支給されます。作業に入る前に、市が作成している特定間伐等促進計画等へ登載する必要がありますので、手入れを始める前に下記お問い合わせ先までご相談ください。

また、所有する森林の手入れをしたいけれど、「何からしたらいいのかわからない」「自分では作業できない」という方も気軽にご相談ください。作業を森林組合に委託した場合も補助金の対象となります。



補助金の対象となる作業

植栽、下刈り、除伐、間伐、作業路開設ほか（0.10ha 以上）

お問い合わせ先

佐渡森林組合 ☎ 6 3 - 4 1 6 4

新穂森林組合 ☎ 2 2 - 2 0 2 7

南佐渡森林組合 ☎ 8 8 - 2 0 1 7

両津東部森林組合 ☎ 2 7 - 7 1 5 6

佐渡地域振興局農林水産振興部林業振興課（担当：近藤、土屋） ☎ 7 4 - 3 4 6 4

市役所農林水産課林業振興係（担当：高野） ☎ 6 3 - 3 7 6 1